

安八町告示122号

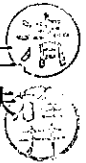
安八町職員措置請求に係る監査結果について

令和2年6月9日付で提出された住民監査請求書〔安八町職員措置請求書（以下「請求書」という。）〕について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第5項に基づき、監査した結果を下記のとおり公表する。

令和2年6月26日

安八町監査委員
安八町監査委員

清 伸二
碓井 昭夫



記

第1 監査の請求

1 請求人



2 請求書の受付

令和2年6月9日

3 請求の趣旨

請求人から提出された請求の趣旨及び事実を証する書面等は次のとおりである。
なお、請求の趣旨については原文のまま記載する。

監査委員は、安八町長に対し、令和元年6月14日に支出した、行政調査活動助成金（28738円）を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告せよ。

(添付書類)

本件に係る事実証明として、次の書類が提出された。

1. 平成31年度 支出負担行為決議書兼支出命令書
2. 平成31年度 証拠書類貼付台紙
3. 令和2年4月1日付 情報公開請求書
4. 伺い 支出命令の取り消しについて
(平成27年度 大垣土木事務所との懇親会費)
5. 伺い 支出命令の取り消しについて

(平成28年度 大垣土木事務所との懇親会費)

6. 伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料(タクシー代)の戻入れについて(戻入れ金額175,250円)

第2 請求の受理

監査の実施にあたり、本件請求は、所定の形式要件は具備しているが、法第242条の要件に適合しているかどうかを慎重に判断する必要があったため、令和2年6月10日に清伸二監査委員並びに碓井昭夫監査委員の合議により、これを受理した。

第3 監査委員の判断 [法第242条の要件による判断]

住民監査請求は、法第242条の規定に基づき、町長や町職員等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が直接その是正や防止、損害の補填を求めて監査委員に監査を請求する制度である。

本件請求で請求人は、安八町長に対し、令和元年6月14日に支出した、行政調査活動助成金(28738円)を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを請求している。

このことから、本件請求は、財務会計行為を対象とした住民監査請求の要件を満たしていると判断し、監査を実施することとした。

第4 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第7項の規定に基づき、令和2年6月25日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、令和2年6月22日に欠席の連絡があったため陳述は実施しなかった。

また、同期日に新たな証拠の提出もなかった。

2 監査の実施

(1) 監査対象事項

法第242条の規定に基づき、本件請求の趣旨のとおり公金の支出が違法若しくは不当であり、かつ、監査委員の判断がされた日において安八町に損害が現実に発生していたのか否かについて、令和2年6月25日に監査を実施した。

(2) 監査対象課

監査対象課を議会事務局とし、必要な資料の提出を受けるとともに関係職員から事情を聴取した。

第5 事実関係の確認

1 監査対象事項について

関係課(職員)からの事情聴取、関係資料の調査及び確認の結果、関連する事項を含め次の事項を確認した。

- (1) 令和元年5月8日(水)(以下「1日目」という。)、9日(木)(以下「2日目」という。)、10日(金)(以下「3日目」という。)、市町村職員中央研修所(千葉県千葉市美浜区浜田1-1)(以下「研修所」という。)にて、市町村議会議員特別講座(政策立案の基本)(以下「講座」という。)が開催された。
- (2) 講座は3日間のスケジュールで予定されており、「1日目はオリエンテーション、地方行財政の現状と今後の課題に関する講義、政策立案演習の準備、2日目は地方議会の仕組みと権限に関する講義、政策立案のポイントに関する講義、政策立案演習に関する討議と指導、3日目は政策立案演習に関する発表と講評」であった。
- (3) 講座には安八町議会議員であった西松幸子(以下「議員」という。)が参加した。
- (4) 議員は、安八町内においても空き家が増加傾向にある現状について、雑草や樹木の越境による近隣への影響や景観の悪化、家屋の老朽化による倒壊、悪臭の発生やゴミの不法投棄による環境の不衛生化等の理由から危惧していた。
- (5) 議員が講座に参加する目的は、多様化する住民ニーズを的確に把握し地域の諸課題を解決するため、情報の収集・調査・分析、政策課題の発見と設定、課題解決に向けた政策形成の技法や手順等について、講義及び政策立案演習を通じて学ぶため、また、住民の代表である議会議員としての政策立案能力の一層の向上のためには、講義の参加者らとの情報交換が必要不可欠だと考えていたことから、議会議員としての立場でまちづくりに関わることへの当面における課題等につき積極的に意見交換することであった。
- (6) 議員は講座の機会を利用して(5)の目的を達成した。
- (7) 議員が講座に参加するにあたり、研修参加費として6,498円、岐阜羽島駅から東京駅を経由して幕張本郷駅までの間に係る新幹線及びJR在来線を利用するための交通費22,240円を支払った。
- (8) 議員は、講座を修了し研修所から帰町した後、「国内行政調査活動助成金交付要綱(以下「要綱」という。)」に基づき、講座に係る助成金を安八町長に申請し、所定の審査を経て安八町長から議員へ当該助成金28,738円が支払われた。

第6 判断に当たっての関係法令等について

1 法第232条の2

普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

2 安八町議会基本条例第3条第1項第3号

そのために常に自己研鑽に励み、活動の質の向上に努めること。

3 要綱第4条第2項

研修費 団体等が開催する研修会、講演会等への議員が参加するために要する経費（会費、交通費、宿泊費等）

第7 監査の結果

本件請求については、次のように決定した。

本件請求で請求人は、「令和2年4月1日付にて、支払年月日が令和元年6月14日の行政調査活動助成金に関する「この助成金の目的が達成されたことを証する書面」、「この会の結果がどのように町政に反映されたか分かるもの」について情報公開請求をしたところ、法定期限を過ぎた現在でも公開が決定されず書類の確認が不可能である。」との事実を前提に、「令和元年度 支出負担行為決議書兼支出命令書の備考及び摘要には、「行政調査活動助成金」としか記載されておらず、どのような目的の支出であったのか、その目的は達成されたのか、また、その結果がどのように町政に反映されたのか検証しなければならない支出である。また、28,783円の助成金でなければ調査の目的が達成できなかったのか、つまり28,738円よりも安い助成金でも調査の目的が達成することができるのであれば違法若しくは不当な公金の支出であるというべきである。」とした上で、「調査の目的が達成されたことを証する書面や、調査の結果がどのように町政に反映されたか分かるものを西松幸子議員は作成していなければこの支出は認められないものである。なぜならば、公費を支出する以上はこれらの書類を作成し調査の内容や結果を記録し、これらの情報を今後さまざまな施策に活用できる状態にしておかなければならないことは言うまでもない。また、本件に関する復命されたものが何も残っていないければ本当に調査に「助成金28,738円」を使用したのか、についても疑義が生ずるものとなる。公費の支出に際して、疑義が持たれるものであれば、「伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料（タクシー代）の戻入れについて」と同様に戻入れがされなければならないものである。」、加えて、「本件調査の目的が達成されていない場合、また、本件調査の結果がどのように町政に反映されたのか分かるものでなければ、違法若しくは不当な公金の支出であり安八町が損害を被ったといわざるをえない。」と主張している。

本件監査では、議員が講座に参加することについて、その公務性を検討することとした。

はじめに、議員が講座に参加する目的については、第5 事実関係の確認／1 監査対象事項について／(5)に示してあるとおり、「住民の代表である議会議員としての政策立案能力の一層の向上のためには講義の参加者らとの情報交換が必要不可欠であると考えており、このことは、議会議員が発見した問題を政策としていくためには、その問題について議会内で議論し、解決策について多数派を形成すること、次に他の議会議員の賛同を得て政策を実行させること、そして実行させた政策に対して住民からの評価を得ることの必要性を十分に認識していたためであった。

そして、講座の内容については、同／(2)のとおりであった。

これらのことを、第6 判断にあたっての関係法令等について／1、2に当てはめてみるに、多様化する住民ニーズを的確に把握し地域の諸課題を解決するためには、選挙によって町民からの付託を受けた代表者として高い倫理性に基づいて、常に自己研鑽に励み議員活動の質を向上するよう努めるべきであり、そうであるから講座への参加は、安八町議会議員としての職務の範囲内であり、公務と認められる。

以上のことから、本件請求で請求人が主張する、令和元年6月14日支出された行政調査活動助成金に係る公金の支出については、公務と認められる講座への参加に付随して支出され、その内訳については交通費と研修参加費であり、そして、本件請求にいう公金の支出は負担金として支出されたものであって、これは、第6 判断にあたっての関係法令等について／1に示す、法第232条の2の規定に逸脱するものではないことから、町に損害を与えるものではないと判断した。

併せて、請求人は、請求書中、請求の理由にて、「出席者相互で行われた意見交換に関する復命された書面や、会の目的が達成されたことを証する書面や、会の結果がどのように町政に反映されたか分かるものを組織的に用いるために職務上作成していなければこの支出は認められないものである。」としているが、監査対象課から提出を受けた資料や関係職員から聴取した事情に併せて、監査にて客観的事実と整合し、その信用性を覆す事情がない場合には、手控えや記憶を根拠として事実を認定することに差し支えないものと判断した。

よって、請求人の主張には理由がないと判断し、これを棄却する。

第8 監査委員の意見

なし。

